



2020年7月1日

各 位

会 社 名 ソニー株式会社
代 表 者 名 代表執行役 吉田 憲一郎
(コード番号 6758 東証 第1部)
問 合 せ 先 財務部 I R グループ
(TEL03-6748-2111(代表))

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、取締役会決議による委任に基づき、本日、当社代表執行役が下記のとおり譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決定いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2020年7月21日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 197,000株
(3) 処分価額	1株につき 7,384円
(4) 処分総額	1,454,648,000円
(5) 割当予定先	当社の執行役 6名 92,000株 当社の非業務執行取締役 10名 10,000株 当社の経営幹部 10名 95,000株
(6) そ の 他	本自己株式処分は、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2017年4月27日開催の報酬委員会において、経営陣による株主との価値共有を一層促進すること、ならびに、中長期の業績及び株主価値の持続的な向上に対するインセンティブとして機能させることを目的として、当社の執行役及びその他の経営幹部層を対象に、譲渡制限付株式を割り当てる株式報酬制度を導入する方針を決議しました。また、当社は、2018年2月1日開催の報酬委員会において、当該方針に基づき、より一層、株主と目線を合わせ、健全かつ透明性のある経営の仕組みを構築・維持していくことを目的として、当社の非業務執行取締役を当該株式報酬制度の付与対象とすることを決定しました（当社の執行役及びその他の経営幹部層を対象とする株式報酬制度も含め、以下「本制度」といいます。）。

この度、2020年6月29日開催の報酬委員会において、本制度の方針に基づき、当社の執行役全員、非業務執行取締役全員及び経営幹部の一部に対して、譲渡制限付株式の付与を行うことを決定いたしました（以下、今回譲渡制限付株式を付与される当社の執行役、非業務執行取締役及び経営幹部を総称して「付与対象者」といいます。）。

本自己株式処分の対象となる当社普通株式の処分は、会社法第416条第4項に基づく取締役会における委任決議に従い、上記報酬委員会の決議を踏まえた2020年7月1日付の当社代表執行役の決定により、本制度に基づいて譲渡制限付株式を付与するために、付与対象者に対して当社が支給する金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることによって行われます。なお、付与対象者に対して付与される譲渡制限付株式を含む報酬水準については、第三者による国内外企業経営者の報酬に関する調査に基づき、付与対象者が担う職責に応じて

株式に係る譲渡制限を、組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、解除します。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき、譲渡制限付株式を付与するために2020年度（2020年4月1日～2021年3月31日（ただし、2020年4月1日に在任していない付与対象者については就任日から2021年3月31日まで）分として、付与対象者に対して当社が支給する金銭報酬債権を出資財産として、現物出資させることにより行われるものです。処分価額は、当社の発行済みの新株予約権付社債の内容を踏まえて、かつ、恣意性を排除した価額とするため、①本割当株式の払込期日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（以下「終値」といいます。）のない日を除き、本件では2020年5月20日～2020年6月30日における取引日）の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げます。）である7,257円及び②2020年6月30日（本自己株式処分に係る当社代表執行役の決定日の前営業日）の終値である7,384円のうち、より高い金額である7,384円としています。これは、本自己株式処分に係る当社代表執行役の決定日の直前の市場株価と同じ金額であることから合理的と考えており、特に有利な価額には該当しないものと考えています。

以 上